

第三章 地球温暖化の防止

（事業所の範囲）

第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条の四第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。

（温室効果ガス削減計画書）

第七十四条 条例第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

イ 事業の概要

ロ 温室効果ガス削減計画書の対象期間（以下この条及び第七十五条の二において「計画期間」という。）

ハ 温室効果ガス削減計画の基本的な方向

ニ 温室効果ガスの排出状況

ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組

ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法

二 計画期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

2 計画期間が満了したとき、又は温室効果ガス削減計画書の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、温室効果ガス削減計画書の改定を行うものとする。

3 温室効果ガス削減計画書は、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によって提出するものとする。

- 4 第二項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に」とあるのは、「前項の規定による改定後速やかに」とする。

(公表の方法)

第七十五条 条例第百条第二項(条例第百条の二第二項の規定において準用する場合を含む。)

の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

(温室効果ガス削減実施状況報告書)

第七十五条の二 条例第百条の二第一項の規定による温室効果ガス削減実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の七月三十一日までに、別記様式第二十三号の二によって提出するものとする。

- 2 条例第百条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況
- 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る具体的な取組の実施状況

(温室効果ガス削減計画書等の公表)

第七十五条の三 条例第百条の三の規定による温室効果ガス削減計画書又は温室効果ガス削減実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。